

# 嘱託職員募集について

1. 採用予定人員 障がい者地域活動支援センター指導員 1名
2. 雇用期間 令和3年11月1日～令和4年3月31日まで  
(業務等の必要に応じて雇用期間の更新を行い、5年以上継続雇用の場合、無期雇用への変更制度があります)
3. 仕事内容 障がい者地域活動支援センター指導員  
・作業や訓練の支援  
・送迎業務(ワゴン車)  
・レクリエーションや余暇活動の支援  
・書類作成(パソコン(ワード、エクセル)を使っての作業)
4. 勤務地 大阪狭山市社会福祉協議会 指定管理施設  
大阪狭山市今熊1-8-2
5. 受験資格 次のすべての条件を有する人  
○障がい者施設やサービスでの就労経験のある人、又は、障がいのある人に対する理解がある人  
○普通自動車運転免許(AT限定可)を取得している人
6. 勤務条件等  
○給与 208,400円(月額)  
このほか、通勤手当・時間外勤務手当をそれぞれの規則に応じて支給  
○勤務時間・休日等 原則、午前9時から午後5時15分  
土曜日、日曜日、祝日、年末年始は休み  
※休日に勤務する場合は、振り替え  
○社会保険等 健康保険、厚生年金、雇用保険加入  
○その他 大阪狭山市社会福祉協議会嘱託職員就業規則によるものとする。
7. 選考方法 書類選考(小論文を含む提出していただいた書類をもとに行います)  
※小論文については、  
テーマ「地域活動支援センターでの創作活動について」  
(400字詰原稿用紙2枚以内)  
・小論文は、受験申込時に必要書類と併せて提出してください。  
・小論文は、市販の原稿用紙またはパソコンからフォーマットを使  
っていただいても結構です。(パソコン入力可)  
面接
8. 面接日及び場所  
○日時 書類選考後、面接にすすんでいただく方にはご連絡をさせていただき、  
面接の日程の調整を行います  
○場所 大阪狭山市立心身障害者福祉センター及び母子・父子福祉福祉センター  
大阪狭山市今熊1-8-5 (さつき荘)
9. 合否通知 面接実施後10日前後(全受験者に対し、合否にかかわらず連絡します)
10. 採用 令和3年11月1日 嘱託採用(採用日については相談に応じます)  
試用期間は、採用日より3ヶ月間  
※採用後、試用期間中又は試用期間終了時に、不相当と思われる場合は採用を取消す  
ることがあります。
11. 受験手続  
○受付期間 随時募集  
○提出書類 (1)履歴書(写真貼付)  
(2)職務経歴書  
(3)小論文  
(4)資格証のコピー
12. 申し込み・問い合わせ 大阪狭山市社会福祉協議会(担当:古根川・津田)  
〒589-0021 大阪狭山市今熊1丁目8-5番地  
TEL 072-367-1761